

大正区社会福祉協議会評議員等の報酬等に関する規程

制 定 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会(以下「本会」という。)の評議員等に対し、定款第9条及び第23条に規定する報酬を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の評議員等の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 評議員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。